

生活困窮者自立相談支援制度における各種事業の実績及び分析

1 自立相談支援事業における相談内容の推移

(件)

	H27		H28		H29		H30※		R1	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
介護保険・福祉サービス	3		2		1		-		4	
生活(衣食住)	16		29	②	13	②	65	①	51	②
経済・法律問題	55	①	38	①	37	①			160	①
家族との関係	23		1		0		7		37	
健康・病院	20		1		1		8		37	
メンタルヘルス	19		3		1		-		0	
介護予防	5		0		0		-		0	
就労	33	②	21	③	9	③	16	②	40	③
役所の手続き	3		0		0		-		0	
社会的孤立	24	③	13		5		12	③	12	
不安・話し相手	4		0		0		-		0	
その他	0		6		0		-		15	
合計	205		114		67		108		356	

※H30については、集計方法が他年度と異なります。

相談内容は、「経済・法律問題」、「生活(衣食住)」、「就労」に関する内容が多くなっている。

中でも「経済・法律問題」は事業開始以降常に最も多く、次いで「生活(衣食住)」となっているが、その要因には経済的問題があることから、相談の多くは、経済的な問題であると考えられる。

「社会的孤立」は事業開始年度以降減少しているため、当該窓口にて相談が可能であることの周知に努める必要がある。

## 2 自立相談支援機関の支援実績

(件)

		H27	H28	H29	H30	R1
新規相談受付件数(総数)		100	62	52	108	124
プラン作成件数(総数)		20	63	42	46	62
うち初回プラン作成件数		15	40	20	22	32
うち再プラン作成件数		5	23	22	24	30
就労支援対象者数 (プラン期間中の一般就労を目標にしている)		12	41	26	19	27
法に基づく事業等利用件数 (初回プランのみ)	住居確保給付金	3	6	2	2	6
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0
	家計相談支援事業	0	0	0	0	0
	就労準備支援事業	3	2	2	1	2
	就労訓練事業	0	0	0	0	0
	自立相談支援事業による就労支援	8	38	19	10	21
その他	生活福祉資金等による貸付	5	8	4	7	24
	生活保護受給者等就労自立促進事業	2	12	9	12	13
就労者数(一般就労総数)		17	24	13	9	11
増収者数(総数)		2	4	8	13	8

新規相談受付件数は、平成 27 年度以降、28・29 年度にかけて減少していたが、30 年度からは増加に転じている。これは、30 年度に関係機関への窓口周知、総合相談窓口での生活困窮者自立相談支援事業へのつながりを見直したことが影響していると考えられる。

一方、プラン作成は新規相談受付件数が減少した年度と大きな差がみられていない。

また、再プラン作成件数が増加していることから、支援が長期化していることが考えられる。

就労準備支援事業は、事業開始以降の実績が少なく、対象者の把握及び利用につながるための自立相談支援事業との連携、対象者が利用につながらない要因分析等が必要であると考えられる。

### 3 住居確保給付金の支給実績

(件)

		H27	H28	H29	H30	R1
新規相談者		18人	26人	30人	34人	35人
支給対象者(決定)者		3人	6人	2人	2人	6人
	3か月以内終結	3人	3人	1人	0人	4人
	6か月以内終結	0人	0人	0人	0人	2人
	9か月以内終結	0人	3人	1人	2人	0人
支給額		282,100円	908,000円	902,000円	800,000円	1,224,000円
常用就職者		3人	2人	1人	1人	3人
常用就職率		100%	33%	50%	50%	50%

住居確保給付金の利用者は年度により差がある。近年利用者における常用就職者が5割となっている。

また、常用就職者の中には、受給期間中に常用就職に至っても、収入基準額を超える収入が得られないために、延長・再延長をし、収入基準額を上回る収入を得られる仕事に就けるよう求職活動を継続する場合がある。

### 4 家計支援に関する実績

(件)

		H27	H28	H29	H30	R1
新規相談者数		100	62	52	108	124
重複有	うち家計を課題に抱える人	37	27	28	65	82
	うち滞納・負債を抱える人	46	27	21	33	52
家計改善に至った件数		14	7	4	1	5
	うち家計を課題に抱える人	-	7	3	1	5
改善率		-	26%	14%	2%	6%

家計支援が必要な対象者は全体の相談者の半数以上を占めている。

一方、支援による改善率が低いことから、家計支援の必要性は高いものの、改善に向けての支援は困難な状況にある。

5 就労準備支援事業の実績

(件)

	H27	H28	H29	H30	R1
事業対象者(事業利用者含む)	12人	7人	24人	22人	19人
事業利用者	3人	2人	3人	3人	2人
就労決定者	1人	2人	0人	1人	2人
就労率	33%	100%	0%	33%	100%

就労準備支援事業は、事業対象者は一定数いるものの利用者数が少ない。

一方で、利用者は就労決定につながっており、事業の効果はみられていることから、積極的な事業の利用につなげる必要がある。

## 7 庁内関係課からの紹介

(件)

関係課	H27		H28		H29		H30		R1	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
企画部 お困りです課	5	②	4	③	1		3	③	3	
総務部 債権管理課	2		4	③	0		2		5	②
総務部 課税課	0		1		0		0		0	
市民生活部 保険課	5	②	5	②	4	③	3	③	4	③
市民生活部 地域経済振興課	0		0		1		0		1	
福祉部 生活援護課	13	①	10	①	11	①	24	①	24	①
福祉部 障がい福祉課	2		0		0		4	②	1	
福祉部 高齢介護課	2		0		0		2		0	
福祉部 地域福祉課	3		2		4	③	1		1	
こども・健康部子育て推進課	4	③	2		6	②	4	②	3	
こども・健康部健康課	1		0		0		0		0	
上下水道部 水道業務課	0		0		0		1		0	
所管課不明	0		0		0		1		4	③
合計	37		28		27		45		46	

庁内関係課からの相談は、生活援護課が最も多く、次いで保険課からの紹介となっている。

相談内容の傾向では、経済的問題が多く、債務・滞納がある人が多くいる現状から考えると、債権管理課との連携も重要であることから、自立相談支援事業と生活援護課、保険課、債権管理課との連携の強化が必要である。

## 8 関係機関からの紹介

(件)

関係機関	H27		H28		H29		H30		R1	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
権利擁護支援センター	0		1		0		1		4	②
高齢者生活支援センター	5	②	3	①	1		3	③	9	①
ケアマネジャー	1		0		2	①	0		4	②
障がい者相談支援事業	3	③	2	②	0		4	②	0	
障害者就業・生活支援センター	0		2	②	1		0		0	
障がい者福祉施設・事業所	0		1		0		0		4	②
社会福祉協議会	1		1		2	①	7	①	0	
ハローワーク	1		1		0		1		0	
医療機関	1		0		0		0		0	
民生委員・児童委員・福祉推進委員	7	①	3	①	2	①	1		3	③
自治会長	0		0		0		0		1	
市議会議員	1		0		0		0		1	
家主・住宅管理会社等	0		1		0		2		2	
兵庫県社会福祉協議会	0		0		0		2		0	
就労準備支援事業	0		0		0		2		0	
若者相談センター アサガオ	0		0		0		1		2	
健康福祉事務所	0		0		0		0		1	
DV相談室	0		0		0		0		1	
児童相談所	0		0		0		0		1	
他市自立相談支援機関	0		0		0		0		1	
合計	20		15		8		24		34	

関係機関では、高齢者生活支援センター、民生委員・児童委員・福祉推進委員からの相談が多い。

ケアマネジャーからの相談もあることから、高齢者世帯における生活困窮課題が多いことがうかがえる。

年々、新たな相談機関からの相談が増加しており、相談窓口の周知が進んでいると考えられる。

8 芦屋市のKPI値

対象年度	対象地区人口		新規相談 受付件数	10万人あたり (件数/1月)	プラン作成 件数	10万人あたり (件数/1月)	プラン作成率 (※1)	就労支援 対象者数	10万人あたり (件数/1月)	うち就労支援 対象プラン作 成者割合(※ 2)	就労者数	うち就労支援 対象プラン作 成者分	増収者数	うち就労支援 対象プラン作 成者分	就労・増収率 (※3)	令和元年度～新たな評価指標	
																見られた 変化	自立に向けての 改善が見られた 者の割合(プラン 作成者) (※4)
H30	H29.1.1	96,246	108	9.4	46	4.0	43%	19	1.6	41%	9	9	4	4	68%	33	72%
R1	H30.1.1	96,332	124	10.3	62	5.2	50%	27	2.3	44%	11	9	8	4	48%	38	61%
目安値		100,000	180	15.0	90	7.5	50%	54	4.5	60%	プランあり就労者とプランあり増収者合わせて 41			75%	77	85%	

《注釈》

(※1) プラン作成件数÷新規相談受付件数×100

(※2) 就労支援対象者数÷プラン作成件数×100

(※3) (就労支援プランあり就労者数+就労支援プランあり増収者数)÷就労支援対象者数×100

(※4) 支援により見られた変化(変化が見られたケース数)÷プラン作成件数×100

国の示す目安値と比較するとプラン作成率を除く他の項目では低値となっている。

相談の状況は、年度ごとの社会情勢や相談者の傾向にも左右されるが、自立に向けての改善者の割合については、一定目安値を目標に支援を強化する必要がある。